

既設（井戸用）給水装置使用申請書

令和 年 月 日

三井水道企業団  
企業長 加地 良光 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

給水装置所在地

上記給水装置使用に当り、水質・水量・漏水等による損害が生じても一切企業団に対する異議の申立ては致しません。

また、賃貸建物の場合、既設給水装置の漏水によって生じた使用者の水道料金の損害に関しては、申請者において解決致します。